

令和8年度
鳥羽市自動販売機設置事業者募集
入札実施要領

令和8年2月25日実施

鳥羽市では、各施設使用者の利便に資するため、公募による自動販売機設置事業者を募集します。参加される方は、この要領の各事項をご承知の上、お申込みください。

1	入札物件	・・・ 1
2	入札参加資格要件	・・・ 1
3	自動販売機の設置条件等	・・・ 1
4	関係資料の配布	・・・ 2
5	入札参加申請の受付	・・・ 3
6	入札及び開札の日時及び場所	・・・ 3
7	入札の無効	・・・ 4
8	入札保証金	・・・ 4
9	落札者の決定方法	・・・ 4
10	契約保証金	・・・ 5
11	契約方法に関する事項	・・・ 5
12	契約代金の支払い方法、支払い時期	・・・ 5
13	その他	・・・ 5
14	質疑照会先・問い合わせ先	・・・ 6
15	契約書（雛形）	・・・ 7～12

鳥羽市総務課契約管財係

電話 0599-25-1122

1 入札物件

別紙「入札物件一覧」及び「物件別仕様書」のとおり

2 入札参加資格要件

- (1) 鳥羽市入札参加資格者名簿に登録されている個人及び法人であること。
- (2) 三重県内に本店、支店（営業所）をおいている者。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理運営する期間が過去2年以上の実績を有していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当しない者。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその他反社会的団体及びその構成員でない者。
- (7) 鳥羽市建設工事等指名停止措置要領（平成20年告示第61号）に基づく指名停止の措置を受けている期間内でないこと。
- (8) 申請者所在地の市区町村税を滞納していないこと。

3 自動販売機の設置条件等

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、鳥羽市が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行います。

また、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。

(2) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とします。

(3) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。

（※分電盤からの配線、コンセントの設置工事等全て設置事業者の負担とします。）

また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。なお、市の電源及び水道を利用することができますが、その場合は、設置機器の年間消費電力量及び年間消費水量に応じて算出した光熱水費（年額）を年度毎に市が指定する納期までに別途一括納入してください。

(4) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 新旧500円硬貨及び新旧1,000円紙幣が使用できること。

(5) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、市の指示に従うこと。
- エ 販売品目、販売価格等は、落札決定後、事前に鳥羽市と協議を行うこと。
- オ 周辺に設置されている自動販売機の販売価格を基準として販売すること。
- カ 設置事業者は、鳥羽市が求めた場合、本件賃貸借に係る自動販売機の売上実績（売上個数、売上金額）を報告すること。

(6) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器等の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたり、据付面を十分に確認したうえで必要に応じて転倒防止策を講じるなど安全面を考慮し設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(7) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を鳥羽市に請求することができません。

4 関係資料の配布

(1) 配布資料

- ① 鳥羽市自動販売機設置事業者募集入札実施要領
- ② 入札物件一覧表（※売上実績を含む）
- ③ 物件別仕様書
- ④ 入札様式集

　　様式第1号 入札参加申請書

　　様式第2号 質問書

　　様式第3号 入札書

　　様式第4号 入札辞退届

　　様式第5号 委任状

(2) 配布資料の配布方法

5 (2)の場所で配布します。また鳥羽市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.toba.mie.jp/soshiki/keiyaku_kanzai/gyomu/gyozasei/kobai_koyuzaisan/1816.html

5 入札参加申請の受付

(1) 期間

令和8年1月29日（木）から2月19日（木）まで
(ただし、土曜、日曜、祝日は除く)

(2) 場所

三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市役所 本庁舎2階 総務課契約管財係

(3) 時間

午前8時30分から午後5時15分まで (ただし、正午から午後1時までは除く。)

(4) 申請方法

- ① 入札参加希望者は、申請受付期間内に入札参加申請書その他必要書類を受付場所へ提出してください。※持参に限ります。
- ② 申請書提出時に、申請内容を確認し申請書（受付印押印）の写しを交付いたします。
※申請書の写しは入札参加証となりますので大切に保管していただき、入札参加時に持参してください。(確認をする場合があります。)

(5) 提出書類

- ① 入札参加申請書
- ② 申請者所在地の市区町村税の完納証明書（申請書提出時において発行後3ヶ月以内のもの）

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年2月25日（水）午後1時30分

(2) 場所

三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市役所 西庁舎（旧鳥羽市民文化会館）3階 中会議室

(3) 入札方法

- ① 落札に当たっては、入札書に記載された金額の100分の110に相当する額をもって落札価格とします。入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ② 入札金額は、千円単位とします。
- ③ 入札書は、持参に限ります。
- ④ 入札は本人又はその代理人が行ってください。代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出してください。ただし、入札者本人の住所氏名が記載され押印のある入札書により入札する場合、委任状の提出を要しません。この場合、入札書に代理人の記名押印は必要ありません。
- ⑤ 入札書には、記名押印をしてください。
- ⑥ 入札書には、物件ごとに契約期間全体（36か月）の総合計金額（税抜き）を記載してください。

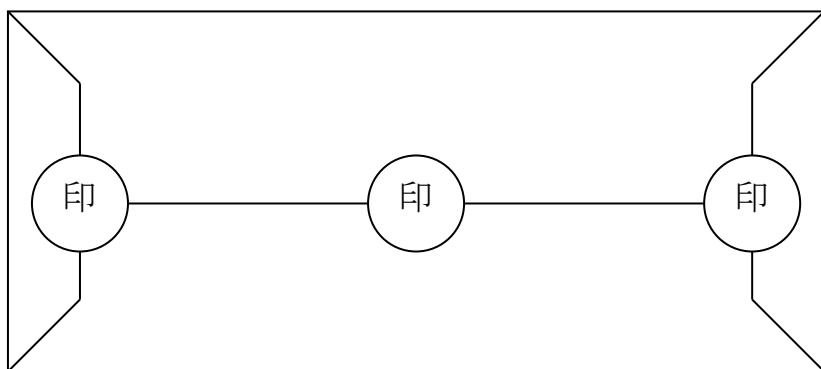
⑦ 入札書を封入する封筒には、次のとおり記載及び封印してください。

(表)

鳥羽市長 小竹 篤 様
令和8年度鳥羽市自動販売機設置事業者募集 入札書在中
住所
商号又は名称
代表者氏名 印
(上記代理人 印)
令和8年2月25日

(裏)

貼り合わせ部分（3ヶ所）に封印



7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき
- (2) 入札者が同一物件の入札に対し、2以上の入札をしたとき
- (3) 入札者が他人の入札の代理をしたとき
- (4) 入札に際して談合等の不正行為があったと認められるとき
- (5) 入札者が定刻までに入札書を提出しないとき
- (6) 入札者がその提出した入札書の書替え、引換え又は撤回をしたとき
- (7) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらの重要な文字の誤脱若しくは識別し難い入札又は入札金額を訂正した入札をしたとき
- (8) この実施要領に定める入札条件又はその他入札条件に違反した入札があったとき

8 入札保証金

免除

9 落札者の決定方法

入札価格が市の予定価格以上で、かつ最高価格でした入札者を落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が2以上あるときは、直ちに当該入札者らによるくじ引きによって落札者を決定します。

10 契約保証金

免除

11 契約方法に関する事項

- (1) 別紙契約書により、契約書を作成するものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 貸付契約は申込者名義で行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

12 契約代金の支払い方法、支払い時期

契約代金は、下記のとおり3回に分割して、市が発行する納入通知書により納入してください。納入通知書は、各年度の4月末日までに送付します。

支払年度	支払納期	支払金額
令和8年度	令和8年5月31日	契約金額から令和9年度及び令和10年度の支払金額を控除して得た額
令和9年度	令和9年5月31日	契約金額に3分の1を乗じて得た額(千円未満があるときは、これを切り捨てる。)
令和10年度	令和10年5月31日	契約金額に3分の1を乗じて得た額(千円未満があるときは、これを切り捨てる。)

13 その他

- (1) 仕様及び入札に関する疑義、確認等は、令和8年2月13日（金）午後5時15分までに、「質問書」を下記担当に持参するかFAXにより行うものとします。（FAXによる場合は、送信後に下記担当に電話し、質問書が着信していることを確認してください。）回答は、質問を受け付けた日の翌日から起算して3日（土、日、祝日を含まない。）以内に鳥羽市ホームページに掲載します。

https://www.city.toba.mie.jp/soshiki/keiyaku_kanzai/gyomu/gyozaisei/kobai_koyuzaisan/1816.html

※質問書の様式は鳥羽市ホームページからダウンロードできます。

- (2) 本入札の事項その他に關し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 入札の参加にあたり、国内の法律及び鳥羽市における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容等を厳守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) その他必要な事項は、「鳥羽市契約規則」に規定するところによります。

14 質疑照会先・問い合わせ先

三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市役所総務課契約管財係 担当 大串

電話 0599-25-1122

FAX 0599-26-2474

15 契約書（雛形）

市有財産有償貸付契約書（雛形）

貸主 鳥羽市（以下「賃貸人」という。）と借主（以下「賃借人」という。）とは、次の条項により市有財産の有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 賃貸人、賃借人両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、物件別仕様書のとおりとする。

（用途の指定）

第3条 賃借人は、貸付物件を、自動販売機の設置場所の用途（以下「指定用途」という。）に自らが使用しなければならない。

2 賃借人は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、「仕様書」及び「物件別仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金	円
（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金	円）

（貸付料の支払）

第6条 賃借人は、前条に定める貸付料の契約金額を、次に定めるとおり、賃貸人の発行する納入通知書により納入しなければならない。賃貸人は各年4月末までに、納入通知書を賃借人に送付するものとする。

支払年度	支払納期	支払金額
令和8年度	令和8年5月31日	円
令和9年度	令和9年5月31日	円
令和10年度	令和10年5月31日	円

（必要経費の支払）

第7条 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等の費用は、すべて賃借人の負担とする。

- 2 自動販売機設置に係る光熱水費は、すべて賃借人の負担とする。
- 3 賃貸人は、賃借人が賃貸人の施設の電源を利用した場合は、施設全体の当該年の電気使用料の単価に基づき設置機種の年間最大電力量により使用料を計算し、当該年度4月末までに賃借人に納入通知書を送付するものとする。
- 4 賃貸人は、賃借人が賃貸人の施設の水道を利用した場合は、施設全体の当該年の水道使用料の単価に基づき、賃貸人賃借人が協議し決定した年間使用水道量から使用料を計算し、当該年度4月末までに賃借人に納入通知書を送付するものとする。
- 5 賃借人は、当該年度5月末日までに賃貸人に電気使用料及び水道使用料を支払わなければならない。

(延滞金)

第8条 賃借人は、第6条及び第7条に基づき、賃貸人が定める納入期限までに賃付料、電気使用料及び水道使用料（以下「賃付料等」という。）を納入しなかったときは、延滞金を賃貸人に支払わなければならぬ。

- 2 前項の規定による延滞金の額は、鳥羽市税外収入金に係る督促及び延滞金に関する条例（昭和51年条例第18号）によるものとする。

(充当の順序)

第9条 賃借人が賃付料等及び延滞金を納入すべき場合において、賃借人が納入した金額が賃付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(担保責任免除特約)

第10条 賃貸人は賃借人に対し、賃付物件に関し、契約不適合を理由とする追完、代金減額、契約解除、損害賠償等の責任を負わない。ただし、賃貸人が知りながら告げなかつた事実及び自ら第三者のために設定し又は第三者に譲り渡した権利については、この限りでない。

(維持管理義務)

第11条 賃借人は、賃付物件を善良な管理者の注意をもつて維持管理に努めなければならない。

- 2 賃借人は、賃付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第12条 賃貸人は、賃付物件の維持補修の責を負わない。

- 2 賃付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて賃借人の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 賃借人は賃付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(実地調査等)

第14条 賃貸人は、必要に応じて、貸付物件の使用状況等について、賃借人に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 賃借人は、正当な理由がなく報告の提出を怠たり、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(自動販売機の移設)

第15条 賃貸人は、財産管理上の事情等により、貸付物件として指定した位置を変更せざるを得ないと判断したときは、賃借人に自動販売機の移設を指示することができる。

2 前項の指示による移設は、賃借人の負担において行うものとする。

(契約の解除)

第16条 賃貸人は、賃借人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合賃借人は、違約金として解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を賃貸人に支払うものとする。

- (1) 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと賃貸人が認めたとき。
- (2) この契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと賃貸人が認めたとき。
- (3) 災害その他やむを得ない理由以外の理由により契約の解除を申し出たとき。
- (4) 鳥羽市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年告示第60号)第3条、第4条及び第7条の規定により、鳥羽市建設工事等指名停止措置要領(平成20年告示第61号)に基づく指名停止措置を受けたとき。
- (5) 鳥羽市の発注する契約等に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、所轄の警察署への通報等若しくは賃貸人への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。

2 賃貸人は、前項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により通知するものとする。

(損害賠償等)

第17条 前条の場合において、賃貸人が損害を生じたときは、賃貸人は賃借人に対して前条の違約金を超える部分については、その賠償を求めることができる。

(原状回復)

第18条 賃借人は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第16条の規定により契約が解除されたときは、賃貸人の指定する日までに貸付物件を原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人が原状に回復する必要ないと認めるときは、この限りでない。

(貸付料の返還)

第19条 賃貸人は、この契約を解除したときは、賃借人が貸付物件を賃貸人に返還した翌月以降の既納の貸付料を月割計算により返還する。

(有益費の請求権の放棄)

第20条 賃借人は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は契約が解除されたときにおいて、貸付

物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを賃貸人に請求することができない。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて賃借人の負担とする。

(契約外事項)

第22条 この契約書に定めのない事項については、日本国法令及び鳥羽市条例規則の定めるところによるものとする。

(紛争又は疑義等の解決)

第23条 この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、賃貸人、賃借人信義誠実の原則に従い協議の上、解決するものとする。

2 この協議により決定した事項は書面により各自保有するものとする。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に関する訴訟については、賃貸人の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

賃貸人　　三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
　　　　　　鳥羽市
　　　　　　鳥羽市長　　小　竹　　篤

賃借人

仕様書

1 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

- ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- イ 新旧500円硬貨及び新旧1,000円紙幣が使用できること。

2 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、市の指示に従うこと。
- エ 販売品目、販売価格等は、落札決定後、事前に鳥羽市と協議を行うこと。
- オ 周辺に設置されている自動販売機の販売価格を基準として販売すること。
- カ 設置事業者は、市が求める場合、本件賃貸借に係る自動販売機の売上実績（売上個数、売上金額）を報告すること。

3 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器等の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたり、据付面を十分に確認したうえで必要に応じて転倒防止策を講じるなど安全面を考慮し設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

4 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を鳥羽市に請求することができません。

5 不当介入に対する措置

- ア 貸借人は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
- イ アにより所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに賃貸人に報告すること。また、賃貸人への報告は必ず文書で行うこと。
- ウ 貸借人は暴力団等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、賃貸人と協議を行うこと。

6 その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。